

# 第17回「兵庫県森林整備士」 養成講習受講者募集のご案内

(一社)兵庫県林業会議内  
「兵庫県森林整備士」養成講習事務局

## (目的)

立木の伐採等森林整備に携わる者を対象に、高齢林の間伐や伐採木を利用した簡易な土留め柵工等(以下「森林整備」という。)の知識、技術の取得と社会的地位の向上、併せて林業労働災害防止を図るため、森林整備にかかる技術者養成講習等を実施し、修了者を「兵庫県森林整備士」として認定いたします。

## 1 養成講習及び認定試験開催日時

養成講習	学科	令和元年10月以降	9時00分から17時30分まで
	実技	令和元年10月以降	9時00分から17時30分まで
認定試験	学科	令和元年10月以降	10時から12時まで
	実技	令和元年11月以降	9時から順次実施

※学科試験合格者に対して実施します。

## 2 養成講習及び認定試験開催場所

学科：中はりま森林組合(神崎郡神河町寺前251)【予定】

実技：県内の現地【未定】

## 3 受講資格 ※受講には次の①及び②、受験には①～③全ての条件を満たすこと。

- ① 安衛則第36条の第8号(第8号の2のみでは該当といたしません)に基づく「伐木等業務に関する特別教育」を修了してから、5年以上経過した者。
- ② 兵庫県内における伐木作業の実務経験を5年以上有する者(未経験者は対象外)で、過去1年以内の振動障害特殊健康診断結果が優良(A)であること。
- ③ 森林整備士の受験時点で満65歳未満であること(満65歳で失効します)。

## 4 受講・受験の申込要領

- ① 申込方法[書類、受付期間等]  
※講習・試験日程が決まり次第お知らせします。  
※振動障害特殊健康診断書の写しが必要となります。
- ② 受講料・受験料 50,000円(税込)

## 5 その他注意事項

- ① 実技講習並びに実技認定試験の際のけが等に関しては、傷害保険等に加入しておくなど各自の責任において処理して下さい。
- ② 受講希望者が20名未満の場合は延期又は中止することがあります。
- ③ 申込者が30名を超える時は、申込書の受け付け順により30名までとします。

## 6 認定証・修了証の交付

- ① 認定試験の結果、合格者に対して「兵庫県森林整備士」の認定証を交付します。
- ② 養成講習を修了された方には、伐木等業務従事者安全衛生教育受講の修了証を交付します。